

茨城県で水産物の加工販売業を営む申立会社について、風評被害による売上減少に伴い、廃棄を余儀なくされた原料在庫の財物損害及び廃棄費用が賠償された事例。

566

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解契約の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

- | | | |
|-----|-----------------------------|------------|
| (1) | 営業損害（風評被害による〇〇〇の財物損害） | 9,900,000円 |
| | 自 平成23年12月29日 至 平成24年11月30日 | |
| (2) | 営業損害（〇〇〇の廃棄費用） | 226,566円 |
| | 自 平成23年12月29日 至 平成24年11月30日 | |

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目に対する和解金として金10,126,566円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年7月8日

（仲介委員 黒田純吉）